

特別経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双五城信用組合】



2025年6月

全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・・・・・・・・ 1
1. 経営指導の進捗状況	・・・・・・・・ 2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導	
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導	
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	
(4) 経営基盤充実のための方策への指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	・・・・・・・・ 6
3. 経営指導のための施策の進捗状況	・・・・・・・・ 7
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) モニタリング、ヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、相双五城信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、2012年1月に当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双五城信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

これにより、相双五城信用組合が地域の復旧・復興に向けた金融仲介機能を発揮するための足掛かりとなり、以後、信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に全力で取り組んできた結果、2025年2月、金融機能強化法附則第16条3項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

当会といたしましては、相双五城信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特別経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

※本履行状況報告書は、2021年4月から2025年2月まで実施された「特定震災特例経営強化指導計画」の履行状況を含めた報告としております。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導

当会では、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各種施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行っております。

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

相双五城信用組合においては、「ローンセンターの機能強化」、「中小零細事業者向け商品の販売」、「地域に密着した営業戦略の実践」を掲げており、いずれも中小規模事業者への利便性向上やお客様への事業面・生活面での課題解決に向けたフェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進し、円滑な資金供給や金融サービスの充実に着実に取り組まれているものと認識しております。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取り組み

相双五城信用組合は、「信用リスク管理システムの活用」により、決算計数の定量情報のみならず、定性情報に基づいた内容により、融資推進を行っているほか、中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図っており、2024年度には18先抽出、16先に対し26回訪問が実施されています。

また、よろず支援拠点などの外部機関や小企業診断士などの専門家と連携し、お客様の経営上抱える問題の解決や経営改善計画書策定支援などを行っております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

相双五城信用組合は、担保または保証に過度に依存しない融資の促進をするため、信用格付に基づく信用枠の設定や経営者保証ガイドラインの営業店への周知を徹底しております。

今後においても、必要に応じ、これらの取組に必要な指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者支援および東日本大震災からの地域経済の復興・活性化に向け、相双五城信用組合が掲げる各施策の実施状況および実績、外部機関との連携状況の把握に努め、実効性のある取り組みが図られるよう指導・助言を行っております。

① 被災者への信用供与の実施

相双五城信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握し、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおり、2025年3月までに累計1,026先27,586百万円（うち条件変更先273先9,041百万円）の被災者向け新規融資を実施しております。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

相双五城信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の復興へ向けた取り組みを強化すべく、被災者をはじめとする地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行うため、

東日本大震災のみならず、その他の自然災害にも対応できる「被災者向け商品の提供」、浪江支店を再開し双葉郡地区のお客様のみならず、いわき支店などにおいて避難を余儀なくされているお客様に対する「相談機能の強化」、原発被災地域店舗での条件変更など「被災者への信用供与の柔軟な対応」、事業再生ファンドをはじめとする「外部機関との連携による対応」などに取り組んでおります。

当会としては、相双五城信用組合が、信用供与をはじめとする被災者支援に着実に取り組まれているものと認識しており、今後においても、これらの取組に必要な指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

当会では、外部機関との連携強化ほか、ビジネスマッチング展の開催やクラウドファンディングを通じた取引先支援に係るサポートを実施し、相双五城信用組合が更なる地域経済の復興・活性化が図られるよう指導・助言を行っております。

① 経営革新等支援機関としての支援

相双五城信用組合は、2012年12月に経済産業省より経営革新等支援機関として認定を受けており、地域の中小事業者の経営革新や各種補助金等申請の手助けを行うべく体制を構築しております。

② 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

相双五城信用組合は、「各種商工団体との連携」により、創業・新規事業に係る情報の集積・発信、相談会の開催などを行っているほか、当会が提供する「MOTTAINAI みらい」などの「資金調達手段の情報提供」、福島県浜通り地区での再生エネルギー事業者への「事業性資金融資の推進」など創業や新事業に対する支援機能の強化を図っております。

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

相双五城信用組合は、事業再建や経営改善支援に係る相談に対し、経営改善支援コーディネーターを派遣し、2024年度は18先を支援対象先に選定、16先に対し、経営指導により専門的なサポートを行ったほか、2024年6月より運用開始された「事業再生情報ネットワーク」に基づき、事業再建や経営改善に係る支援を行っています。

④ 早期の事業再生に資する方策

相双五城信用組合では、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務報等の定量面における状況把握のほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の定性面での実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかな把握に努めるほか、提案型セールス能力向上及び目利き力向上のために研修等を通じ職員のスキルアップのほか、福島県産業振興センターをはじめとする「外部機関との連携」により「支援態勢の確立」を図っています。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

相双五城信用組合では、事業の継承を検討するお客様に対し、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や「事業承継・引継ぎ支援センター」との連携を含めた支援態勢を構築しています。

（４）経営基盤充実のための方策への指導

当会では、店舗・エリア戦略や営業推進、人材育成に係る相双五城信用組合の取り組み状況をヒアリングし、多方面からの検証を通じ、経営強化計画の達成に必要な措置が図られるよう指導・助言を行っております。

① 店舗戦略の明確化

相双五城信用組合では、店舗を融資推進強化店舗と預金推進強化店舗に位置づけ、地域の特性を踏まえた営業戦略を展開するなど「店舗戦略の明確化」を図っているほか、将来において収益確保の厳しい店舗については、「店舗の統廃合の検討」を行っていくこととしております。

② 営業エリアにおける顧客基盤の拡充

相双五城信用組合では、営業エリアにおいて、持続可能な経営基盤を拡充のため新規顧客数の増加を柱とした基盤構築を図っています。

なお、顧客基盤においては「法人・個人事業主取引創造戦略」「個人取引創造戦略」「特別貸出F S戦略」において、拡充を図っておりますが、足もとの顧客数においては、少子高齢化、人口流失、後継者難による廃業等による事業者数減少により減少傾向にあります。

③ 融資推進活動の強化

相双五城信用組合は、地域密着・顧客密着型の強みを発揮し、積極的な融資推進を実践することで、取引の拡充を図っています。

④ 預金推進活動の強化

相双五城信用組合は、新規顧客創造と融資推進活動により、顧客基盤拡充をベースに「資金量底上げ預金である事業者の売上代金」、「集める預金である定期積金」、「集まる預金である年金」の獲得により、資金量の増強を図っております。

相双五城信用組合の営業エリアにおいては、人口や事業者数の減少傾向により厳しい環境にありますが、同信組の取組は着実に行われているものと認識しており、今後においても、取組に必要な指導・助言を行ってまいります。

また、相双五城信用組合では、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する方針を掲げており、これらに対するサポートにつきましても継続的に実施してまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部支援第二グループ(グループ長以下5名)とし、本部各部や相双五城信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

加えて、信用組合に対するALM、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力強化へのサポートとして、「信用組合サポート本部」の専門職員との連携、更なる経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、相双五城信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、2025年6月に相双五城信用組合より経営強化計画履行状況報告(2025年3月末基準)の提出を受け、同報告書を精査し、計画の進捗状況等について把握・分析を行いました。

その結果、相双五城信用組合が経営強化計画に掲げた諸施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的(月次、半期、年次)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング(有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しております。

また、有価証券運用に関するサポートとして、適宜「資金運用会議」を開催しており、マーケット動向、当会の運用状況・方針について説明、意見交換を行っているほか、「信用組合サポート本部」による資金運用サポートを継続的に実施しております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング(与信リスク管理、有価証券リスク分析)

大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証するほか、有価証券の評価損益及び感応度を把握のうえ、自己資本に与える影響等について検証しており、管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

② 協議、ヒアリング

特別経営強化計画の実施状況につきましては、支援第二グループ・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題

点に応じて支援第二グループのコーディネートのもと専門部署と連携のう え、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として毎月実施(2021年4月から2025年3月末までに53回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として年1回程度、監査機構による監査を実施することとしており、直近では2024年5月に実施いたしました。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク、信用リスク等の管理体制の検証を通じ、被災債務者への支援体制の充実や組合の内部監査の実施方法等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善に係るフォローを行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 本業支援へのサポート

相双五城信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を取りまとめ、ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、相双五城信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行うとともに、相双五城信用組合からの相談に応じ、取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合との取引先に係る情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしております。

今後も、相双五城信用組合の事業再生支援に係る取組みを適切にサポートしてまいります。

③ 資金運用サポートの実施

当会は、相双五城信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり信用組合サポート本部と連携し随時相談に応じております。また、必要に応じてALMに係るデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用に係るトレーニーの受入等を実施し、リスク管理体制及び人材育成の強化をサポートしております。

【当会による主なサポート一覧（2024年度以降）】

取組施策	実施時期
【資金運用サポート】 <ul style="list-style-type: none">○ 有価証券運用に係る勉強会（個別勉強会）○ 資金運用会議	2024年7月 2025年3月
【経営戦略サポート】 <ul style="list-style-type: none">○ 個人ローン推進に係るオンライン勉強会○ バンキングアプリ導入に係る説明会	2024年10月 2025年1月

以 上